

# 第三号被保険者にかかる届出について

**Q1** 第三号被保険者とはなんですか？

**A** 厚生年金や共済組合の加入者である夫(妻)に扶養されている、20歳以上60歳未満の妻(夫)を国民年金の第三号被保険者といいます。

**Q2** 第三号被保険者の届出をする  
と、配偶者(厚生年金・共済組合  
加入者)の保険料の負担が増える  
のではないのでしょうか？

**A** 第三号被保険者の保険料は、配偶者の給料からの天引きではなく、配偶者の加入している厚生年金や共済組合が制度全体として負担する仕組みになっています。したがって、第三号被保険者の届出をしても、その配偶者の保険料の負担が増えるわけではありません。

**Q3** 第三号被保険者となれる基準  
はなんですか？また届出はどこ  
で行うのですか？

**A** 生活費の二分の一以上を配偶者の収入でまかなっているかどうかどう

か、年収百三十万円未満であるかなどが目安となります。保険料を納める必要はありませんが、配偶者の勤務先に第三号被保険者に該当することを届出て、資格を得なければなりません。

健康保険の被扶養者の届出と一緒にできます。また、配偶者が転職して会社が変わったときには、新しい勤務先に届出が必要です。

**Q4** 第三号被保険者でなくなった  
ときの届出はどこで行うのです  
か？

**A** 市町村の年金担当窓口で行います。次に該当する方は届出を行ってください。

① 配偶者が退職(失業)したとき

※ 配偶者が会社をやめると、第二号被保険者から第一号被保険者となり、また、あなたも第三号被保険者から第一号被保険者となります

② 収入が増えて(年収百三十万円以上)、配偶者の扶養からはずれたとき

③ 配偶者と離婚したとき

④ 配偶者が死亡したとき

⑤ 配偶者が65歳になったとき

※ 配偶者が厚生年金保険(共済組合)に加入していても、その配偶者が65歳になった場合は第三号被保険者の資格を失います。配偶者が65歳になる前日にあなたは第一号被保険者となり、その月の分から国民年金保険料がかかります。

※ いずれの場合も、届出をしないと将来年金が受けられなくなったり、減額されたりする場合があります。変更となった日から二週間以内に忘れずに届出を行ってください。

手続きに持参するものは、  
◎ 年金手帳(基礎年金番号)

◎ 被扶養配偶者でなくなった日を確認できる書類(厚生年金・健康保険等喪失証明書など)

◎ 認印(本人が署名する場合は不要)

**第三号被保険者であった方が就職して  
厚生年金や共済組合に加入した場合**

※ ご自身の勤務先と、配偶者の勤務先の両方に届出が必要となりますので、ご注意ください。

## 退職(失業)時の特例免除制度

保険料を納めることが経済的に困難な場合、市区町村役場に申請して、認められれば保険料の納付を免除される制度があります。この申請免除には所得制限があり、申請者本人はもろろんのこと世帯主、配偶者の前年の所得も審査の対象となります。特に、配偶者が免除申請する年度又はその前年度に退職(失業)した場合は、「特例免除」といって、退職した配偶者本人の所得の状況を除外して審査が行われますので所得制限の審査のハードルが低くなります。

## 退職特例免除の 手続きに必要な書類

- 雇用保険受給資格者証
- 雇用保険被保険者離職者票等

詳細については、市役所年金課または年金事務所にお問い合わせください。

◎ コザ年金事務所

国民年金課：☎ 933・3437  
☎ 933・3438

◎ 市役所年金課：☎ 973・5498

